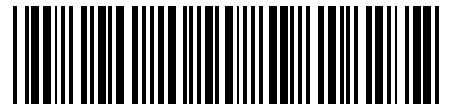


様式コード			
4	6	3	5



## 国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長 あて <u>令和 8 年 7 月 15 日</u> 以下のとおり免除・納付猶予を申請します。 また、配偶者および世帯主の記入に漏れがないことを申し立てします。 この申請に必要な本人、配偶者および世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）および日本年金機構に委託します。 〒 260 - 0001 住所： <u>千葉県千葉市中央区都町1234</u> 被保険者氏名： <u>中村 恒一</u>	指定全額免除申請事務 取扱者	市区町村	日本年金機構
---	-------------------	------	--------

基礎年金番号（10桁）で申請する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」欄に左詰めで記入してください。

<b>A. 基本情報</b>	① 個人番号 (または基礎年金番号)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	② 電話番号	① 自宅 ② 携帯電話 ③ 勤務先 ④ その他	043 - 254 - 1234		
	③ 被保険者氏名	(フリガナ) ナカムラ 中村				コウイチ 恒一				④ 被保険者生年月日	5. 昭和	0	7	1	1	1	8	⑦ 平成
	⑤ 配偶者氏名	(フリガナ) ナカムラ 中村				マリ 真理				⑥ 配偶者生年月日	5. 昭和	0	8	0	4	0	7	⑦ 平成
	⑦ 世帯主氏名	(フリガナ) ナカムラ 中村				イチロウ 一郎				※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合に記入してください。								
	⑧ 特記事項	◆ 配偶者が別世帯の場合は、配偶者の個人番号（12桁の番号）を記入してください。 ◆ 申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。また、申請期間中に海外転出入があった場合は、国名と転出入日を記入してください。 ◆ 「⑩申請期間」欄に記載した年の1月1日時点において海外に居住していた場合は、国名および転入日を記入してください。 (配偶者が別世帯の場合) 配偶者の個人番号 (            -            -            )																
	◆ ⑨免除等区分は基本的に記入不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「×」で抹消してください。 ※ 「納付猶予」は、50歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑭備考」欄に記入してください。																	
	⑨ 免除等区分	1. 全額免除 (保険料全額を免除)		2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)		3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)		4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)		5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)								
	⑩ 申請期間	令和								8 年度分								

<b>B. 申請内容</b>	⑪ 16歳以上19歳未満の扶養親族	被保険者：16歳以上19歳未満の扶養親族	あり (    人 )	・	① なし	② なし	③ なし
		配偶者：16歳以上19歳未満の扶養親族	あり (    人 )	・	① なし	② なし	③ なし
		世帯主：16歳以上19歳未満の扶養親族	あり (    人 )	・	① なし	② なし	③ なし
	⑫ 特例認定区分 (添付書類要確認)	被保険者：1. 失業 令和    年    月    日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし)	2. 天災等	3. その他 (    )			
		配偶者：1. 失業 令和    年    月    日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし)	2. 天災等	3. その他 (    )			
	世帯主：1. 失業 令和    年    月    日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし)	2. 天災等	3. その他 (    )				
⑬ 継続希望	1. 「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。 希望しない場合は ..... を○で囲んでください。						希望しません
	2. 1を希望した上で、納付猶予が承認された次の年度において全額免除の審査基準に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望します。 希望しない場合は ..... を○で囲んでください。						希望しません
⑭ 備考	失業後の期間に限り申請						

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。